

あ お い 通信



7月 は『愛の血液助け合い運動』月間です

日々の業務お疲れ様です。少子高齢化で献血できる人口(16歳~69歳)が減少している中、10代から30代の若い世代の献血者数は、この10年で31%減少しています。このため、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では毎年7月を「愛の血液助け合い運動」月間としています。

2023/7/25
過去のあおい通信は
上記から

どうして献血が必要なの？



- ・血液を必要としている患者さんがたくさんいます(がん、白血病、感染症、手術、出産など)
- ・血液は人工的に作ることも、長期保存もできません
- ・一人当たりの献血の回数・量には制限があります(献血をしていただく方の健康も守り、輸血を受けられる方の安全性を高めるために、さまざまな基準も受けています)

どこで献血ができるの？

- ・日本赤十字社の献血ルームや献血バスで献血できます

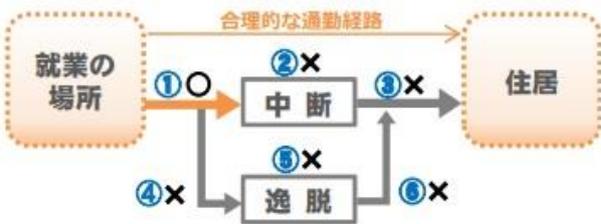
通勤災害について

献血ルーム一覧→



4月に安全運転講習会を行い、人の認識能力や、1秒間の車の移動距離等を再度確認し振り返りをしました。3ヶ月経ちましたが、安全運転を意識できていますでしょうか。今回は通勤災害について取り上げました。通勤災害とは、労災保険の適用される労働災害のうち労働者の通勤による負傷、疾病、障害、死亡をいいます。「通勤」とは、労働者が就業に関し合理的な経路、及び方法により、移動、往復することをいいます。日用品の買い物等、日常生活上必要な行為については、必要最小限の範囲で寄り道の間を除き、元の通勤経路に戻ってからの事故等は労災の対象とされています。不必要に合理的な経路から遠く離れたコンビニで買い物をしていた場合や、友人宅により数時間過ごすなどの場合は対象外になります。労働保険は皆さんが安心して働くための保険です。安心して通勤できるよう正しい知識をもち、何よりも自分から事故を起こさないよう、時間に余裕を持つ等、安全運転を心掛けましょう。

1. 合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



○：通勤として認められるもの ×：通勤として認められないもの

- ▶ 合理的な通勤経路から逸脱・中断の間(左図②④⑤⑥)
- ▶ 合理的な通勤経路に復帰後の移動の間(左図③)

の事故による負傷等については、原則として労災補償の対象となりません。

2. 日常生活上必要な行為のために、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



○：通勤として認められるもの ×：通勤として認められないもの

- ▶ 合理的な通勤経路に復帰後の移動の間(上図⑨)の事故による負傷等については、例外的に労災補償の対象となります。※その場合も、逸脱・中断の間(上図⑩⑪⑫)は対象外です。